3　金融商品取引清算機関等は、その保存する清算集中等取引情報について、第一項に規定する事項に変更が生じたときは、次条第二項の規定による提出の時（同条第一項の規定による提出の前に当該変更が生じた場合には、当該提出の時）までに、当該清算集中等取引情報に係る前項の記録に当該変更事項を反映させなければならない。

4　第二項の記録は、電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。第七条第五項及び第十条第四項において同じ。）により作成しなければならない。

（金融商品取引清算機関等による清算集中等取引情報の報告）

第五条　金融商品取引清算機関等は、法第百五十六条の六十三第二項の規定により、前条第二項に定めるところにより作成した記録を、当該金融商品取引清算機関等が当該記録に係る清算集中等取引情報の対象となっている取引に基づく債務を負担した日から起算して三営業日以内（当該期間が経過するまでの間に当該清算集中等取引情報について前条第一項に規定する事項に変更が生じた場合には、当該変更が生じた日から起算して三営業日以内）に、金融庁長官に提出しなければならない。

2　金融商品取引清算機関等は、前項の規定による提出後、当該提出に係る清算集中等取引情報について前条第一項に規定する事項に変更が生じたときは、当該変更事項に関する記録を作成し、当該変更が生じた日から起算して三営業日以内に、金融庁長官に提出しなければならない。

3　前二項の提出は、電磁的方法（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法をいう。第八条第三項及び第十一条第三項において同じ。）により行わなければならない。

（金融商品取引業者等による取引情報の保存及び報告の対象となる取引）

第六条　法第百五十六条の六十四第一項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引（当事者の一方又は双方が、第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者又は登録金融機関である銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、全国を地区とする信用金庫連合会若しくは農林中央金庫のいずれかの者（次条第四項において「取引情報作成対象業者」という。）である取引に限り、法第二条第二十二項第二号、第四号及び第五号に掲げる取引にあっては、同条第二十五項第二号、第三号又は第四号（同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）に掲げる金融指標に係るものを除く。）とする。

一　法第二条第二十二項第一号及び第二号に掲げる取引（約定の日から受渡しの日までの期間が二営業日以内のものを除く。）

二　法第二条第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引（権利行使期間が二営業日以内のものを除く。）

三　法第二条第二十二項第五号に掲げる取引

四　法第二条第二十二項第六号に掲げる取引（同号イに掲げる事由を同号に規定する事由とするものに限る。）

2　前項の規定にかかわらず、次に掲げる者を相手方として行う取引は、法第百五十六条の六十四第一項に規定する内閣府令で定める取引に該当しないものとする。

一　国

二　地方公共団体

三　日本銀行

四　外国政府その他の外国の法令上前三号に掲げる者に相当する者

五　金融庁長官が指定する国際機関

六　当該取引を行う金融商品取引業者等の親会社等、子会社等又は親会社等の子会社等（当該金融商品取引業者等を除く。）

（金融商品取引業者等による取引情報の保存）

第七条　法第百五十六条の六十四第一項に規定する取引情報について内閣府令で定める事項は、第四条第一項に規定する事項とする。

2　金融商品取引業者等は、取引情報の対象となる取引（第四項において「取引情報作成対象取引」という。）を行った場合には、次条第一項の規定による提出の時までに、当該取引に係る取引情報について前項に規定する事項に関する記録を作成し、その作成の日から五年間保存しなければならない。

3　金融商品取引業者等は、その保存する取引情報について、第一項に規定する事項に変更が生じたときは、次条第二項の規定による提出の時（同条第一項の規定による提出の前に当該変更が生じた場合には、当該提出の時）までに、当該取引情報に係る前項の記録に当該変更事項を反映させなければならない。

4　取引情報作成対象取引の当事者の双方が金融商品取引業者等である場合において、いずれかの金融商品取引業者等が取引情報作成対象業者であるときには、他の金融商品取引業者等は、第二項の規定にかかわらず、同項の記録を作成することを要しない。ただし、当該他の金融商品取引業者等が取引情報作成対象業者である場合には、この限りでない。

5　第二項の記録は、電磁的記録により作成しなければならない。

（金融商品取引業者等による取引情報の報告）

第八条　金融商品取引業者等は、法第百五十六条の六十四第二項の規定により、各週（月曜日から日曜日までの七日をいう。以下この条において同じ。）ごとに、各週中に成立した取引情報の対象となる取引について、前条第二項に定めるところにより作成した記録を、当該各週の翌週以降の最初の営業日から起算して三営業日以内（当該期間が経過するまでの間に当該取引情報について前条第一項に規定する事項に変更が生じた場合には、当該変更が生じた日の属する週の翌週以降の最初の営業日から起算して三営業日以内）に、金融庁長官に提出しなければならない。

2　金融商品取引業者等は、前項の規定による提出後、当該提出に係る取引情報について前条第一項に規定する事項に変更が生じたときは、当該変更事項に関する記録を作成し、当該変更が生じた日の属する週の翌週以降の最初の営業日から起算して三営業日以内に、金融庁長官に提出しなければならない。

3　前二項の提出は、電磁的方法により行わなければならない。

4　金融商品取引業者等は、やむを得ない理由により第一項及び第二項に規定する期日までにこれらの項に規定する記録の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

5　金融商品取引業者等は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

6　金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした金融商品取引業者等が第四項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

（取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対する取引情報の提供）

第九条　法第百五十六条の六十四第三項の規定により取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し取引情報の提供をしようとする金融商品取引業者等は、当該取引情報の対象となっている取引の成立した日から起算して三営業日以内（当該期間が経過するまでの間に当該取引情報について第七条第一項に規定する事項に変更が生じた場合には、当該変更が生じた日から起算して三営業日以内）に、当該取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関の定めるところにより、当該取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、当該取引情報を提供しなければならない。